

一般発表① スポーツ・ジェンダー学における身心一体科学が定義する多様な身体とダンス・武道 Equality の科学の視座構築に向けて(6)

○跡見順子、清水美穂、藤田恵理 (東京農工大学 Cell to Body & Mind Dynamics Lab)

キーワード: いのち、細胞、身体、身心一体科学、フロネシス、俯瞰、多様性、武道、ダンス

1. はじめに～身体を引き受ける視点

身心一体科学は、人間の日常を細胞が生きる原理に照らし合わせて解釈・言語化・実践 (フロネシス) の新しい学際研究である。長寿高齢社会を生きる女性には必ずしも健康寿命が長いわけではない。また日本の(男性)自殺率は相変わらず高い。スポーツ界では、体罰は一向になくなる気配はない。スポーツの二極化が進む中で、スポーツがこれらの問題への解決策になるには、スポーツを行う自身の身体を、自己がどう引き受けるのかが問題の起点にあると考えられる。女性の運動やスポーツへの参加率が低迷していること、身体を味方につける視点を見つけにくい状態に身心一体科学が貢献することが期待される。

2011 年の東日本大震災後の 10 月に「いのちと健康」のテーマで行った男女共同参画学協会連絡会シンポジウムにおいて、シンポジストとして招待した精神科医・作家であるなだいなださんは、きつねつきは女性だったとのイントロダクションに続いて「自由な時代の常識という束縛をほどく科学を」という項目の中で、「新しい常識をもって判断することが必要だと思う」と説いた。身心一体科学とは、「身体」は細胞が集まり生み出すもので、その細胞もまた、地球で創発した生命の単位であると科学的に理解することで、自らの存在を俯瞰する視点を得ようというものである。人文・社会科学的な分野がアプローチする「社会的な意味を付与された」身体を、そのように位置づけること、さらには細胞の生存メカニズムや適応原理を理解することにより、身体や心、運動やスポーツも現状の常識を離れて再定義することが可能となる。

2. 細胞と物質システムから考える身体

細胞の科学 (細胞の分子生物学: 生命の単位「細胞」から私達多細胞動物である人間をも含む全生命の生存原理を理解する視点) から身体を定義すると、「身体 = 37 兆個の細胞 + 細胞外基質 (ECM)」となる。ECM (コラーゲンやヒアルロン酸等) は細胞が分泌し、自分を護る環境物質で細胞は自分の体をつくるときの支点である。目覚ましく進展しているメカノバイオロジーを、人間の身体の力学原理をつなげることで身体も運動も能動的な「いのち」の源泉として身体を位置づけることができるばかりでなく、よって立つ基盤であり、同時に自らを俯瞰する視点として有効に使うことができる。私達の身体内で、夜昼問わず時々刻々と化学反応

を進める生きている細胞と身体を運動でつなげるための特性を考えてみる。

- 1) 人間は、多細胞動物である
- 2) 身体は、37 兆個の細胞と、細胞が分泌した細胞外基質 (ECM) から成る
- 3) 細胞は、自分の環境と化学的応答だけでなくメカニカル応答する
- 4) 人間は動物であり身体は動くようにできている
- 5) 故に、身体運動は、細胞へのメカニカル刺激 (ストレス) となる
- 6) 人間は、重力場で生きている脊椎動物である
- 7) 細胞は、細胞の重心をダイナミックに制御するタンパク質力学応答システムをもっている
- 8) 「細胞と身体を直接、力学的につなぐ運動は、細胞の生きる刺激となる」と同時に、「力学的にまちがった運動は膝や腰の関節に障害を与える」
- 9) 故に人間は、重力場で「力学的に正しい体の使い方」を学ぶ必要がある (多関節可変構造から成る脊椎はやわらかく不安定であり、重心となる体幹制御がポイント)
- 10) やわらかい細胞とタンパク質のかたちのお世話をするストレスタンパク質が適応の鍵である。これはマイルドな運動で誘導合成される。

3. ダンス・武道・スポーツが生み出すリアルで多様な身体と人間の文化を身心一体科学で再構築する

Equality の科学も虚構の世界ではうまれない。人間の物性は、その中での産む性としての女性の身体の問題やその先にあるジェンダーも、動く身体を物性からみる科学を導入しないと冒頭にあげた現代社会における男女の性で異なる問題への解決策が見えてこない。中学から必修として導入された武道やダンスもその他のスポーツ競技にもその学習原理や目的にこのような細胞基盤からの説明は一切無いままで文化だけを背負って導入されている。スポーツ種目とは異なる自己と向き合う運動特性をもつ両種目であるからこそ、身心一体科学からの理解はきわめて重要である。

文科省スポーツ庁政策課学校体育室がまとめた平成 26 年度「武道等指導推進事業実践事例報告集」(平成 28 年 3 月) に紹介されている運動有能感を構成する 3 因子で女性の伸び幅が少ないことが報告されているが、剣道による女性の闘争心を育成する必然性への説得性なしに効果は得られないのは当然だと思われる。スポーツとジェンダー学会における身心一体科学の位置づけはきわめて重要であるといえる。

一般発表②

運動時におけるスポブラの防振効果研究を考える

先行研究および予備実験からの今後の諸課題

○光岡かおり（至学館大学健康科学部健康スポーツ科学科）、今井美希（至学館大学短期大学部体育学科）

キーワード：女子スポーツ選手、乳房、スポブラ、防振効果実験

女子スポーツ選手にとって運動時における乳房の安定性は無視できない問題であり、ブラジャー（以下、ブラと略す）は運動に伴って生ずる乳房の振れを抑制し、整容性ととも重要な機能を持つ（樋口ら 1972、田中 1974）。そのため運動時におけるブラあるいはスポーツブラ（以下、スポブラと略す）の防振効果についての研究が多数行われている。本研究ではこれらの先行研究で行われている方法や成果、および発表者が最近行った予備実験での経験を踏まえ、運動時におけるスポブラ関連研究に取り組む際の課題を明らかにすることで、今後の研究促進を図ることを目的とした。

本邦では 72 年に樋口らが加速度計を用いてブラの機能性に関する実験を行った論文がみられ、乳房での衝撃の大きさを加速度計により評価している。また、80 年代にはハイスピードカメラによる映像撮影から振幅、速度、加速度を算出した研究や、圧力センサーで衣服圧を測定した研究もみられる。裸状時と着用時での比較から、ブラやスポブラ着用により着地動作では衝撃が 1/2～1/3 に減少し、運動時には 60～85%程度の防振効果が得られることが明らかにされている。

2000 年代以降、計測器の進歩により研究方法にも発展がみられている。CCD カメラによるデジタル映像解析から胸の揺れをトラッキングして画像化し、さらに乳房の硬さをデジタルフォースゲージにより測定したデータと合わせることで、特に走行時において、柔らかい部位ほど振動が大きく、振幅は左右方向より上下方向で大きいことも示されている。また、レーザービームによる 3 次元計測機から、裸状時とブラ着用時での体幹形状の変化をより立体的にとらえた 3 次元人体形状モデルのシミュレーションも考案されている。

さらに最近では医工学機器による研究も進んでいる。縦型 MRI による立位での胸部組織の測定が行われ、画像から脂肪組織と乳腺組織の割合を算出し、乳腺がブラ着用時の乳房変形に影響を与えており、加齢等により乳腺が少ない場合、隆起も大きいが動揺も大きくなることが示唆されている。また胸筋様組織を付加した下垂変形モデルの作成から、ブラ着用による変形挙動の詳細なシミュレーションも可能となっている。

これらの研究および発表者による最近の予備実験を踏まえ、運動時におけるスポブラ防振効果研究を行う際、以下のような課題があげられる。

1) 被験者：個人により胸のサイズ（トップとアン

ダーバストの差）や形状、硬さ等の差が大きい。またスポーツ選手ではアンダーバスト（胸郭）および大胸筋が発達しており、一般女性と体型が異なることから一般女性向けのスポブラがフィットしていない場合がある。その他、スポーツ選手では種目による体型差が大きく、均一な被験者の確保が難しいと思われる。

2) 実験環境：個室やカーテンでの仕切りなどを用意して着替えられるようにする他、裸状での測定の際は可能であればウィンドブレーカーなどを着用させる、または実験室の照明を暗くすることで被験者心理にできるだけ配慮した状態・環境にする必要がある。

3) 検者（測定者）およびデータ解析者：機器装着、胸サイズ・硬さ測定等、被検者の胸に直接触れる作業は女性検者に限定する必要がある。ワイヤレス機器などを使用して被験者が直接見えない状態でのデータ取り込みや PC 操作、実験後のデータ解析などは男性が行うことも可能であろう。ただし、データ・映像・画像等を匿名化した上での作業は被験者のプライバシー保護からも必須であり、これにより男性からも研究への協力を得られるようにするのが望ましい。

4) 研究倫理委員会での承認および研究発表：主な先行研究において、「倫理委員会の承認を得た」あるいは「被験者の同意を得た」と記載されている論文は皆無であった。裸状での実験は比較的初期の 70～80 年代に行われていること、また論文掲載雑誌が被服・家政（生活科学）系や工学系、あるいは査読が無いなどによるとと思われる。体育・スポーツ系学会でスポブラ関連データや論文が発表されたことは極めて少なく、特に実験系領域では男性会員が多数のため発表しづらい。

以上まとめると、スポブラ防振効果研究を行うにあたり、被験者が女性で「胸」というデリケートな部分を取り扱うことへの認識・配慮とともに、研究成果を発表できる場の確保が課題となる。

【参考文献】樋口ゆき子、沖浜光子、田中道一「ブラジャーの機能性に関する研究（第一報）ブラジャーの防振効果について」家政学雑誌 23(3).179-183. 1972

一般発表③

兵庫県における女性スポーツの組織化の考察

ー兵庫県女子中等学校体育連盟の結成を中心にー

○赤坂美月（神戸学院大学）

キーワード：兵庫県女子中等学校体育連盟、兵庫県連合婦人大会、つながり

兵庫県において、大正 8（1919）年の女子のバレーボール大会、大正 12（1923）年の女子の陸上競技大会と、新聞社の主催・後援する運動競技大会がはじまり定着していこうとする中で、大正 15（1926）年 9 月 19 日の大阪朝日新聞神戸版に、「県下女子体育界」の「統一の機関」である「兵庫県女子中等学校体育連盟」結成への働きかけの記事がみられる。それは「本県女子中等学校 体育連盟を組織」「県婦人連合会の発議で」、「我社神戸通信局の願成る」「明年より実行の議」というものである。この県婦人連合会の発議とは、同年 5 月 16 日に行われた第七回兵庫県連合婦人大会でのことである。この大会は、大正 8 年に結成された「婦人会関西連合会」と関係する。

なぜ、兵庫県女子中等学校体育連盟（以下「女子体育連盟」と略）が必要であったのか、なぜ、県婦人連合会は働きかけをしたのか、女子体育連盟の結成は、女子の運動競技・大会の普及・発展において、女子生徒らをつなぐとともに女子運動競技界の大きな礎になったと考えられる。そこで、まず、女子体育連盟結成までの女子運動競技大会の状況を整理する。次に、大正 15 年における女子体育連盟結成への流れ及び女子体育連盟の理念を確認する。そして、女子体育連盟主催の大会実施状況を確認する。あわせて、組織名にある「女子体育」についても検討する。

大正 15 年の第七回兵庫県連合婦人大会協議会において、「神戸市内の各女学校連盟体育指導機関をつくるやう各女学校長に勧告すること」が可決されている。それは「男子中等学校に運動連盟なる指導機関があるのにまだ女子中等学校には何等統一的指導機関がなく」というものであった。

議題となる背景の一つに、大正 8 年以降における女子生徒の運動競技大会参加の活発さがある。具体的には、バレーボール、陸上競技、籃球、軟式庭球の県内の大会が実施され、大正 12 年の第 6 回極東選手権大会オープン競技女子排球における県立姫路高女の優勝、大正 13（1924）年にはじまった明治神宮競技大会など全国規模の大会に出場する女学校もあった。

もう一つは、大正 8 年に結成された全関西婦人連合

会・大会の存在である。設立の「申合せ」に「品性を高め趣味を豊かにし身体を練り社会の一員としての強い信念と活動力を養ふ」を定め、女性の身体や生活のあり方に当初から着目していた。そしてこれを「女子体育」と理解していたと考えられる。これらは機関誌「婦人」からも読み取ることが出来る。翌大正 9（1920）年から兵庫県での大会（神戸）が開催され積極的に活動されている。そしてこれらにかかわった大阪朝日新聞社員の存在も見逃せない。全関西婦人連合会・大会の牽引もそうであるが、機関誌「婦人」への投稿など、女子体育を自身の問題としても捉え、外国事情も取り入れながら積極的に情報提供していたのではないだろうか。

こうした全関西婦人連合会代表者会や大会においてさまざまな情報・意見交換をし、知識を得た兵庫県の女性たちは、地元を目をむけ、女学校にかかわる問題として女子体育連盟の組織化を取り上げたと思われる。兵庫県連合婦人大会に当初から女学校同窓生らがかわっていたこと、女学校生徒が合唱などで参加していることから、各女学校の運動競技にかかわる教師だけでなく、さまざまな人々の大きなつながりを感じる。

兵庫県の女子体育連盟と拡大し結成されているが、具体的内容は、男子の「運動競技連盟」として「運動精神ヲ發揮スル」に対し、女子は「体育連盟」として「県下女子中等学校の体育の統一、向上発展を計る」ことを目的とされた。「体育指導については勝敗を主とせざること、生理的方面に注意することを特に希望して勧告することに可決」とあり、当時、女子の運動競技を称賛・奨励しながらも、そのあり方を模索する状況にあったことから、「体育」として意味をもたせたと考えられる。昭和 2（1927）年、女子体育連盟として各種運動競技の大会が実施されている。おわりに、女子体育連盟は女子の運動競技に直接かわらない人々の働きかけによって組織されたところに意義があると考え。女子体育の問題は、その分野のみならず、すべての女性たちの問題ととらえることが出来るからである。

一般発表④

資本主義はなぜ、女性スポーツを普及させるのか

○内海和雄(広島経済大学)

キーワード：女性スポーツ、資本主義、家父長制、労働力化、社会化、人権・福祉

1. 資本主義以前はなぜ、女性スポーツが普及しなかったのか
(スポーツ施設建設、指導者養成、クラブ支援)
 - 1)生物としての基礎的運動量の必要性
 - 2)支配階級の身体運動の必要性、文化独占
 - 3)女性への支配・差別、家への拘束：人権否定

＊スポーツは身体的要素と社会的要素の2側面から構成される文化。
2. 資本主義はなぜ、国民にスポーツを普及させる基盤を形成するのか
 - 1)資本主義とは何か
労働者の搾取から資本を形成する社会
資本家階級と労働者階級の成立と対立
 - 2)資本主義とスポーツの普及
・エリアス：人間の興奮の探究、近代化における非暴力化＝近代スポーツの形成と普及
・グットマン：資本主義的7つの要素と世界普及
・ネオ・マルクス主義：スポーツは労働者の資本への従属の手段
＊いずれも、資本主義においてなぜスポーツが国民に普及するのかには応えていない。
 - 3)資本の要請：機械制工場労働下におけるすべての人の労働力化。資本は利潤の対象になれば、労働力の性別は問わない。女性の労働力化＝社会化の促進
 - 4)国家の要請：国民国家の国民養成(労働者、兵士)
義務教育の誕生(知徳体)、女性には良妻賢母
 - 5)労働者の要請：自分の心身だけが資本
3. 資本主義はなぜ、国民のスポーツ普及を阻害するのか
 - 1)資本による支配・差別
アマチュアリズム＝貴族、資本家によるスポーツの独占＝労働者階級排除
・資本主義社会で資本家階級がスポーツの市場化を止めた(基本的矛盾、やがて崩壊する運命)
・スポーツのブルジョア個人主義化(これらは公共性の否定。Sport for all 政策で完全に否定された)
・生産過程の低条件(賃金、労働条件)
 - 2)国家による支配・差別
・福祉としてのスポーツ政策のネグレクト
4. 資本主義はなぜ、女性スポーツの普及を阻害するのか
 - 1)資本主義的差別・支配
・国民のスポーツ要求を無視(福祉の拒否)
・営利の対象として市場化
・福祉として公共的対応に消極的
 - 2)家父長制的支配・差別
・女性劣性観、女性スポーツ2流観
5. 女性スポーツ史の概観
 - ・初期の工場制機械工業下での女性と児童労働
 - ・「家族賃金」の発生と女性の家庭化
 - ・戦争による女性の社会進出
 - ・戦後の高度経済成長による社会進出
 - ・福祉国家の発展(Sport for all の誕生)
 - ・第2期フェミニズム
 - ・Neo-liberalism による女性のパート雇用の増大
市場化と福祉化の矛盾
6. どのようにして、女性スポーツを保障するのか
 - 1)資本主義的支配・差別と家父長制的支配・差別の克服の運動
 - 2)日本の福祉国家化への志向
 - 3)既存の福祉国家の女性スポーツとの比較と課題

参考文献

- ・上野千鶴子『家父長制と資本制』岩波書店 1990
- ・J. Hargreaves. Sporting Females: critical issues in the history and sociology of women's sports, routledge, 1994
- ・アン・ホール『フェミニズム・スポーツ・身体』世界思想社、2001
- ・飯田・井谷他『スポーツ・ジェンダー学への招待』明石書店、2004
- ・二宮厚美『ジェンダー平等の経済学—男女の発達を担う福祉国家—』新日本出版社、2006
- ・「スポーツとジェンダー」『21世紀スポーツ大事典』大修館書店、2015

一般発表⑤

女性アスリートの痛みに関する一考察

—女子サッカー選手を事例にして—

○申恩真（北海道大学大学院）

キーワード：女子サッカー選手、属性、生活形態、痛み

1. はじめに

本報告は、女子サッカー選手を事例にして身体の痛みに対する行為を、選手の属性がいかに関与しているのかを検討することを目的とする。これによって、「男らしさ」を求められる近代スポーツにおいて「女性の身体に対するまなざしの転換」の必要性を示唆することを試みる。

2014 年日本女子サッカーリーグは、なでしこリーグのガイドラインを新たに策定し、その翌年から施行していくことを発表した。これは、女子サッカーの発展および普及を目論むものとして、具体的には「1 部には普及を含めてサッカー活動に専念できる選手（プロ選手）が 3 人以上いることを義務づけ、試合や練習時のけがの治療費をチームが負担し、15 歳以下のアカデミーチームを保有することなど」[産経スポーツ]、チームに対する新たな規約が定まった。こうしたガイドラインの背景には、女子サッカー界の課題として議論されてきた、選手の競技形態および競技環境の改善をめぐる問題について、制度的アプローチを通じて解決を図ろうとする営みが見られる。つまり、今の女子サッカーリーグはプロ化の過渡期であると言える。

しかし、プロ化は進んでいるものの、選手が仕事とサッカーを掛け持ちする生活形態の形成論理が女子サッカー界では作用しているため、女子サッカープロ選手のステータスをめぐる意味合いは、一般男子のプロサッカー選手とは異なると考えられる。そこで本報告では、女子サッカー K チームの選手を研究対象にして、まずはチーム内で選手の属性をもとに課されている規範について確認する。また、そうした規範のなかで生きるプロ選手が、ステータス維持のため、いかに行動し、身体の痛みに対応していくのかを描出することを試みる。

2. 調査概要

日本女子サッカーリーグに所属している K チーム（アマチュア選手が 20 名・プロ選手が 4 名で構成）にて、スタッフとして 2015 年 2 月から 10 月まで参与観察を行った。また同年の 5 月から 15 名の選手（アマチュア選手 11 名・プロ選手 4 名）にインタビュー調査を

断続的に、現在まで実施し続けている。本報告では、フィールド調査から得られたデータをもとに、選手の属性をめぐる規範と身体の痛みに関する内容を中心に議論を展開する。

3. まとめ

女子サッカー K チームでは「プロ選手のステータスの二重性」が存在するところが見られた。プロ選手は「契約上のステータス」と「プロ選手としてのステータス」といった、二重の地位が存在していた。とりわけ K チームには、仕事をしながらサッカーをするアマチュア選手が多く構成されていることから、プロ選手は「契約上のステータス」にふさわしい行動や身体的パフォーマンスが伴わなかった場合には、「プロ選手としてのステータス」が維持できなくなり、さらに選手同士で秩序形成の問題を生み出していることが確認できた。そのなかでプロ選手 B は、自分の強い身体能力をチームメイトに見せつけるため、身体の痛み、とくに生物学的な痛みを表面に出すことなく、自らが積極的にチームの練習メニューをこなすことで自分のステータスを維持しようとしていた。

以上のように、本報告では女性アスリートの身体をめぐる社会的規範の問題を浮き彫りにし、それがスポーツとジェンダー学における最も重要な課題のひとつであることを論じていきたい。

<参考文献>

- Holly Thorpe, 2016, “Athletic Women’s Experiences of Amenorrhea: Biomedical Technologies, Somatic Ethics and Embodied Subjectivities”, *Sociology of Sport Journal*, 33, 1-13.
- 産経スポーツ, 2014.3.18, 「なでしこリーグ来年から 3 部制に、ガイドラインも新たに策定」, <http://www.sanspo.com/soccer/news/20140318/dom14031804060001-n1.html>
- 角田聡美, 2000, 「女子体育における身体への政治——『婦人衛生会雑誌』の分析を中心に」, 『スポーツ社会学研究』 8, 73-85・129.

一般発表⑥

北京オリンピック報道で女性選手はどのように表象されたか

テレビのスポーツニュースにおけるジェンダー

○小林直美（山形大学）

キーワード：テレビニュース、ジェンダー、オリンピック 選手

1. はじめに

メディア・スポーツの中でも読者／視聴者数、規模の面で最も大きなものの1つがオリンピックである。特にオリンピックはテレビ向けに演出されており、日本での視聴率も高く報道量も多いことが明らかとなっている。欧米では Bruce などの研究に代表されるように様々なメディアにおけるスポーツする女性の表象について先行研究が蓄積されており、メディア表象におけるルールがまとめられている (Bruce 2015)。しかし日本ではスポーツ選手のジェンダー表象に関する研究は新聞等が多く、テレビニュースについての定量分析が少ない。ゆえに本研究の目的は、第一に北京オリンピック開催期間中に日本のテレビニュースにおける女性選手のジェンダー表象について内容分析を行い、その傾向を明らかにすることである。

2. 研究方法

国際テレビニュース研究会が行った 2008 年北京オリンピックの内容分析データを使用し、オリンピック選手のジェンダー表象 12 項目（選手の「名前」「性別」「国籍」「競技結果」「プライバシー」「容姿」「感情・表情」等）について再コーディングを行った。分析対象は日本のキー局の夜のニュース 5 番組（『NHK ニュース 7』、『NEWS ZERO』、『NEWS23』、『NEWS Japan』+『すぽると！』、『報道ステーション』）である。分析期間はオリンピック開始 4 日前の 2008 年 8 月 4 日からオリンピック終了 4 日後の 8 月 28 日までである。

コーディングを担当したコーダーは、報告者が所属する大学の学生 5 人である。マニュアルに基づき十分に訓練を積んだ後、コーディングを行った。また、コーディング終了後、すべてのデータを報告者が確認し、コーディングにおける考え方や分析視点を統一し、データの信頼性向上に努めた。

3. 結果の概要

日本国籍の選手報道で約 9 割が占められ、男女は同程度取り上げられていた。しかし日本以外の国籍の選手では、男性が多く取り上げられていた。日本以外の国籍の女性選手が取り上げられる場合についてニュースを確認してみると、その多くは容姿の美しさに注目された場合が多かった。

報道された競技を「性別」毎にクロス集計した結果、男性競技についての報道が女性競技よりも多く、競技

は特定種目（例：「水泳」「野球」「陸上」「サッカー」「バドミントン」「柔道」）の報道に集中していることが明らかとなった。

選手の「容姿」については顔などの「美しさ」（32 回）よりも身体の「力強さ」（81 回）についての言及が多かった。「性別」毎に見てみると、「美しさ」は女性選手の方が 2 倍近く取り上げられていたが（女性 65.6%、男性 34.4%）「力強さ」は男性選手の方が若干多かった（女性 46.9%、男性 53.1%）。

選手の「プライバシー」について女性選手の方が男性選手より取り上げられた項目は「親兄弟姉妹」（女性 60.0%、男性 40.0%）「同僚」（女性 60.0%、男性 40.0%）「友人」（女性 61.9%、男性 38.1%）であった。一方男性選手の方が多く取り上げられていた項目は「性格」（女性 33.3%、男性 66.7%）「コーチ・監督」（女性 30.8%、男性 69.2%）「その他」（女性 40.6%、男性 59.4%）であった。男女ほぼ同数であったのは「過去や未来」（女性 49.4%、男性 50.6%）であった。「恋愛」「結婚」「パートナー」についてはほとんど見受けられなかった。

選手の「感情・表情」については、報道回数はほぼ同じであったが、「悲しみ」（女性 74.1%、男性 25.9%）、「怒り」（女性 66.7%、男性 33.3%）については女性選手が多くを占めていた。男性選手は「喜び」（女性 44.0%、男性 53.5%）「リラックス」（女性 31.7%、男性 66.7%）であった。

4. まとめと今後の課題

オリンピック開催期間中のテレビニュースでは、自国のメダル獲得（または獲得が期待された）競技に特化した報道であった。その他の項目でも性別や国籍によって取り上げられた項目に偏りがあることが明らかとなった。

今後の課題として、ロンドン・リオオリンピックのデータと比較し、テレビニュースにおけるスポーツ選手のジェンダー表象のルールを明らかにしてゆきたい。

一般発表⑦

中学校教員のダンスに対するジェンダー・イメージ、抵抗感と羞恥心

— A 市公立中学校保健体育教員を対象として —

○酒向治子（岡山大学）、猪崎弥生（お茶の水女子大学）

キーワード：ダンス、舞踊教育、ジェンダー・イメージ、抵抗感、羞恥心

1. 研究の背景及び目的

中学校 1・2 年生のダンスの必修化を受けて、効果的なダンスの授業内容や指導法を検討するために、中学生や中学校教員のダンスに対する意識を明らかにすることは重要な課題である。筆者らはこうした認識のもと、教員と中学生の両方を対象にダンスに対するジェンダー・イメージや態度（抵抗感や羞恥心）に関する質問紙調査を 2011 年より継続的に行ってきた¹⁾。その結果、要点として以下が浮き彫りとなった。

①ダンスに対するジェンダー・イメージについて

中学生はあまり「ダンスは女らしい」と見なしておらず、どちらかと問われると「女らしい」に傾きがちではあるものの、「男らしい」というイメージも生じつつあり、「どちらともいえない」という揺らぎの中にあるのが実状と考えられる。中学校教員については、ジェンダー・イメージについて男女ともにどちらかといえば「女らしい」と思っているということが推定できた。

②ダンスに対する態度（抵抗感や羞恥心）について

2012 年に行った調査では、抵抗感について教員と中学生双方とも男女を問わずダンスについて「どちらかといえば抵抗感をもっている」という結果を得た（酒向他 2013a）。2013 年に女性教員のみに行った調査結果と総合して考えると、教員はダンスに抵抗感を抱く傾向にあるといえる（酒向他 2014）。羞恥心については同じく女性教員のみに行った調査結果から、「どちらかといえば羞恥心（恥ずかしさ）を感じる」人の方が多いことが明らかとなっている。ダンスに関する否定的な感情ともいえる「抵抗感」や「羞恥心」は未だ根強いともいえる。

ダンスの必修化を受けて、中学校の生徒や教員のダンスに対する意識は変容しつつあり、過渡期であると考えられ、引き続き意識調査を行っていく必要があると思われる。そこで本研究では、現役中学校教員を対象にダンスに対するジェンダー・イメージ、態度（抵抗感と羞恥心）について質問紙調査を行い、考察を行う。このことを通して、ダンス教材や指導法開発の土台となる基礎的資料を得る事を目的とする。

2. 研究方法

- ・ 研究対象：A 市内公立中学校保健体育科教員
- ・ 研究期間：2016 年 9 月 2 日～2016 年 9 月 30 日
- ・ 質問紙調査：郵送法による回収（総数 135 部配布，70 部回収；回収率 51.9%）
- ・ 主な質問内容：次の項目の 5 件法による調査①主要なスポーツ 12 種目（陸上・サッカー・柔道・ソフトボール・バスケットボール・ダンス・バドミントン・器械運動・バレーボール・水泳・野球・剣道）のジェンダー・イメージ、②ダンスを指導することに対する抵抗感、③ダンスをすることに対する羞恥心

3. 研究結果

3-1. ダンスに対するジェンダー・イメージ

スポーツ 12 種目のうち、平均値でみたところ「ダンス」のみが「女らしい [2.12]」イメージが見られた。また、ダンスを三領域（別に平均値をみると、「フォークダンス [2.88]」・「リズムダンス [2.92]」は「どちらともいえない」、創作ダンス [2.42]」のみが「やや女らしい」と捉えていた。

3-2. ダンスを指導することに対する抵抗感

全体の平均値は 2.98 であり、「抵抗感がない」と解釈することができる（男女有意差なし）。また、ダンス三領域のジェンダー・イメージと抵抗感との相関をみたところ、「創作ダンス」のイメージが抵抗感との有意な負の相関を示した（ $r=-.277$, $p<.005$ ）。

3-3. ダンスをすることへの羞恥心

全体の平均値は 2.93 であり、「羞恥心がない」と解釈することができる（男女有意差なし）。また、ダンス三領域のジェンダー・イメージと羞恥心との相関をみたところ、「創作ダンス」のイメージと「リズムダンス」のイメージが羞恥心との有意な負の相関を示した。（「創作ダンス」 $r=-.334$, $p<.001$ ；「リズムダンス」 $r=-.286$, $p<.001$ ）

【注】1）（猪崎他 2013，酒向他 2013a，酒向他 2013b，酒向他 2013c 酒向他 2014：猪崎弥生・米谷淳・酒向治子編『ダンスとジェンダー多様性ある身体性』2015，酒向他 2016）。

一般発表⑧

教員養成課程の学生における性的マイノリティに関する
知識と意識についての研究

○三上純（京都教育大学大学院）、井谷恵子（京都教育大学）

キーワード：性的マイノリティ，LGBT，保健体育科教育，教員養成課程，ホモフォビア，トランスフォビア

1. 問題の所在

近年，学校教育と性的マイノリティについての調査研究が注目されている．日高（2014）は教員に対するアンケート調査から，出身養成機関でLGBTについて学んだ経験のある人が非常に少ないことを明らかにしており，誤解や，知識不足を問題としている．HUMAN RIGHTS WATCH（2016）は，児童生徒を支援するための制度の不足や，教員の知識不足などから，LGBTの児童生徒があらゆる場面で経験する困難を報告している．

このような調査が進められる中で，文部科学省（2015）は性同一性障害以外の性的マイノリティを含む児童生徒への対応に関する通知を出し，教育の場で性的マイノリティについて表立った議論がなされる事となった．

HUMAN RIGHTS WATCHの調査や文部科学省の通知の中では，特に保健体育に関わる問題点や支援について記載されており，保健体育科における性的マイノリティへの対応の重要性が理解できる．

これまで，教員や体育・スポーツに関わる者を対象とした調査は行われてきたものの，教員養成課程の学生に着目した研究は見当たらない．そこで本研究では，教員養成課程の学生における性的マイノリティに関する知識と意識について調査し，教員養成課程で行うべき取り組みについて示唆を得ることを目的とした．

2. 研究方法

質問紙調査の対象はA 教員養成大学体育専攻（以下，「体育」とする．）の1～4 回生及び他専攻の4 回生の学生である．三輪（2016），藤山ほか（2014）の研究を参考に，全29 項目の質問を設置した．質問紙を393 部配布し，377 部を回収，そのうち全ての設問に回答している351 名を分析の対象とした．分析にはSPSS Statistics 22（IBM）を用い，単純集計及びクロス集計を行った．

3. 結果及び考察

対象者に，「1 戸籍上の性，2 性自認，3 性的指向」の回答を求め，「1 男性，2 男性，3 女性」であれば規範的男性，「1 女性，2 女性，3 男性」であれば規範的女性であると定義した．表1は，専攻と規範的性によるクロス集計により，大きな差が確認できた項目の結果をまとめたものである．

表1 専攻×規範的性によるクロス集計結果（抜粋）

	体育 規範的 女性	体育 規範的 男性	他専攻 規範的 女性	他専攻 規範的 男性
大学の授業で性的マイノリティについて学んだことがある	66.7%	62.3%	43.4%	40.4%
同性の人に言い寄られても嫌ではない	59.3%	18.6%	60.7%	36.2%
男性なのか女性なの分からない人から誘惑されるのは嫌だ	68.5%	84.1%	54.9%	68.1%
身近に性的マイノリティの人がいる	44.4%	14.5%	45.1%	37.2%
知り合いに「自身が性的マイノリティである」と打ち明けられたことがある	22.2%	11.6%	36.1%	26.6%

(1) 専攻と規範的性による分析

「大学の授業で学習経験がある」人の割合は体育が高かった．しかし，体育・男性はホモフォビア（同性愛嫌悪）及びトランスフォビア（トランスジェンダー嫌悪）が強く，「身近で存在を認知している」割合と，「知り合いに打ち明けられた経験がある」割合が有意に低かった．このことから，学習経験がフォビア軽減に直接影響を与えるわけではないと認められる．また，体育・男性の中で性的マイノリティが不可視化され，フォビアが強く見られたことは，スポーツの性別二元制，異性愛主義の性格が影響していると推測できる．

(2) 大学の授業での学習経験による分析

「大学の授業で学習経験がある」人は，「学校で生徒が学ぶ必要がある」と答えた割合と，「性的マイノリティについてももっと学びたい」と答えた割合が有意に高かった．学習経験が学習意欲に影響することから，大学の授業で性的マイノリティに関する内容を取り扱うことの必要性が読み取れた．

(3) 授業外での情報入手機会による分析

「授業以外で性的マイノリティについて情報を入手する機会があった」人は，「身近で存在を認知している」割合と，「知り合いから打ち明けられた経験がある」割合が有意に高く，ホモフォビア及びトランスフォビアが弱い傾向にあった．また，「性的マイノリティについてもっと学びたい」と答えた割合も有意に高かった．フォビアが弱い傾向であるとともに学習意欲の高さも見られたことから，授業外で情報を得ることは重要であると考えられる．今後は，性的マイノリティに関する内容を授業で取り扱うとともに，授業以外での情報提供のあり方について検討する必要があると認められた．